

## 発行者情報

### 【表紙】

### 【公表書類】

発行者情報

### 【公表日】

2019年6月28日

### 【発行者の名称】

株式会社動力  
(DORYOKU Co., Ltd.)

### 【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 鈴木 竜宏

### 【本店の所在の場所】

愛知県安城市三河安城東町2-3-10

### 【電話番号】

(0566)91-3880(代表)

### 【事務連絡者氏名】

常務取締役管理本部長 藤本 進

### 【担当J-Adviserの名称】

フィリップ証券株式会社

### 【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役 下山 均

### 【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

### 【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

### 【電話番号】

(03)3666-2101

### 【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market  
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

### 【公表されるホームページのアドレス】

株式会社動力  
<https://www.doryoku.co.jp/>  
株式会社東京証券取引所  
<https://www.jpx.co.jp/>

### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 2【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事

項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。) について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期	第10期	第11期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	2,613,933	1,858,110	2,148,612
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△68,074	13,963	△24,343
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△51,640	11,240	△37,686
資本金 (千円)	19,108	19,108	20,000
発行済株式総数 (株)	2,066,000	2,066,000	2,066,000
純資産額 (千円)	249,386	242,548	204,861
総資産額 (千円)	778,975	715,396	622,389
1株当たり純資産額 (円)	120.47	125.10	105.62
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△25.00	5.67	△19.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	32.0	33.8	32.8
自己資本利益率 (%)	—	4.6	—
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△144,209	△111,823	△46,093
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	30,313	2,138	12,147
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	87,683	△22,802	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	322,311	189,823	155,877
従業員数 (人)	58	53	58
(外、平均臨時雇用者数)	(13)	(9)	(5)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第9期及び第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。また第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第9期及び第11期における自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
4. 第9期及び第11期の株価収益率は、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。また第10期の株価収益率については、期中での取引実績がないため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
7. 第9期の財務諸表、第10期の財務諸表、第11期の財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。

8. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社が存在しないため記載しておりません。

## 2【沿革】

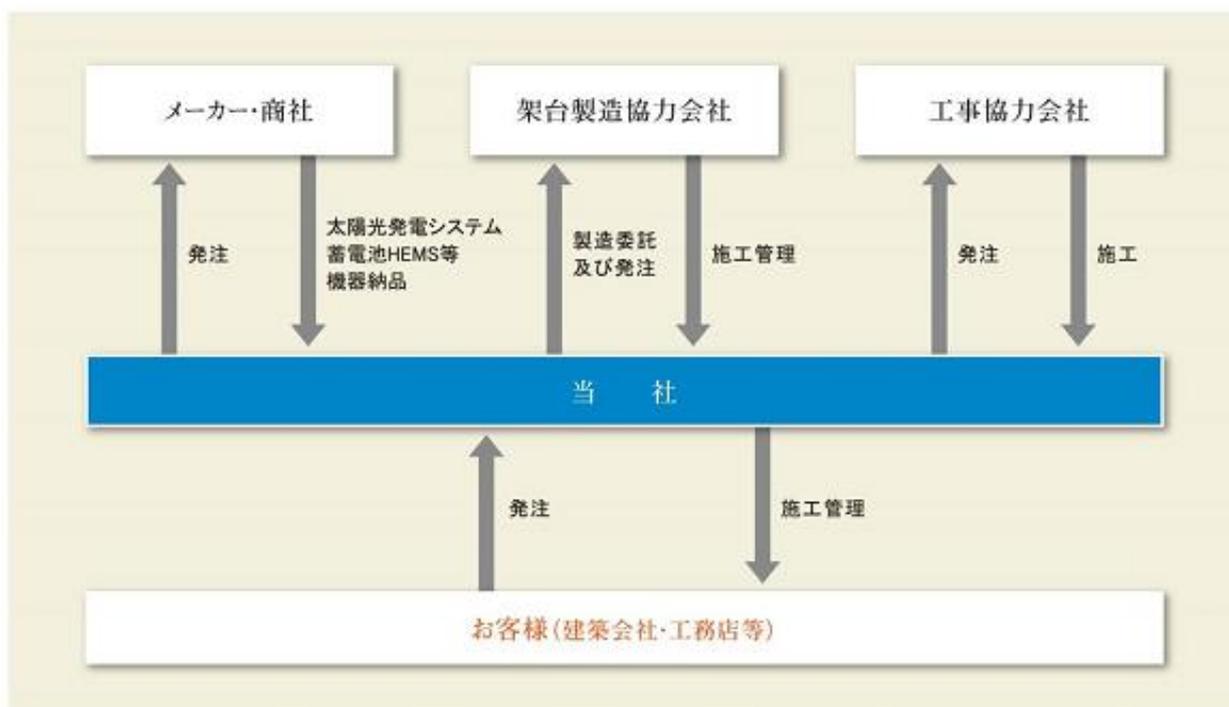
年 月	沿 革
2008年12月	愛知県蒲郡市に環境商材の販売施工を目的として株式会社スズキ太陽技術を設立
2009年10月	電気工事業登録
2010年1月	愛知県安城市大東町に本社を移転
2011年2月	国内住宅用設置金具「瓦アンカー」「Dアンカー」を高島㈱と共同開発 国内住宅用太陽電池ラックシステム「スマートラック®」を高島㈱と共同開発
2013年2月	瓦用設置金具「Power base®」を高島㈱と共同開発
2013年2月	産業用野立てラックシステム「SDフレーム」を㈱ダイワと共同開発
2013年10月	愛知県安城市三河安城東町に人材開発センターを開設
2013年11月	I S O 9001 認証取得
2013年12月	静岡県静岡市葵区に静岡営業所を開設
2014年1月	愛知県安城市三河安城東町に本社を移転
2014年2月	「一般建設業」国土交通大臣許可（般一25）第25303号を取得
2014年5月	愛知県安城市三河安城東町に蓄電池の専門工事を目的として株式会社動力を設立
2014年5月	大波スレート専用金具「OSアンカー」を開発
2014年10月	折板屋根用直付金具「SMAC」を開発
2014年11月	折板屋根用10度架台「SR10」を開発
2014年11月	I S O 14001 認証取得
2015年1月	折板屋根用0度架台「SR ZERO」を開発
2015年2月	愛知県北名古屋市久地野権現に名古屋営業所を開設
2015年3月	株式会社動力（愛知県安城市）を完全子会社化
2015年4月	産業用設置金具「Dキャッチ」を開発
2015年8月	東京証券取引所TOKYO P R O M a r k e tへ上場
2015年11月	国内住宅用太陽電池ラックシステム「スマートラック®ジャイロック」を高島㈱と共同開発
2015年12月	TAKグリーンサービス株式会社の株式を取得（子会社化）
2015年12月	TAKグリーンサービス株式会社を株式会社動力に商号変更
2016年2月	有限会社大香電工の株式を取得（子会社化）
2016年3月	「三菱流通調達適合架台」を開発
2016年4月	子会社3社（株式会社動力、有限会社大香電工及び株式会社動力）を吸収合併
2016年9月	「スマートラック®ジャイロック」が2016グッドデザイン賞を受賞
2016年11月	福岡県博多区に九州営業所移転
2016年11月	産業用野立てラックシステム「Dアース」を開発
2017年1月	「古物商」愛知県公安委員会許可 第54831603800を取得
2017年3月	太陽光発電設置件数 累計12,000棟
2017年7月	屋根リフォーム材「C/guard」取扱開始

### 3 【事業の内容】

当社は、環境商材販売、施工ならびに架台販売を主体とする環境エネルギー事業の単一セグメントであります。事業内容をセグメント別の記載に代えて事業部門別に記載すると以下の通りであります。

#### (1) 環境商材販売、施工事業

環境商材販売、施工事業は、当社が愛知県・岐阜県・三重県・静岡県を中心とした地域で住宅会社・家電販売店に対して、主に住宅向けの10kw前後の太陽光発電システムの販売、施工を足場組立から太陽光発電パネル設置工事、電気工事、足場解体の作業を一括管理しております。また、太陽光発電電気工事で培ったノウハウを活かし住宅用蓄電池システム、HEMS、急速充電器など次世代ゼロエネルギー住宅に不可欠な商材の販売、施工、施工管理についても行ってまいります。



太陽光発電の可能性を、あらゆる面で支えるために。

当社は、太陽光エネルギーの利用の普及と促進を目指し、産業用の大型太陽光発電システムから、住宅用の太陽光発電や蓄電池など、さまざまな事業を展開しています。



#### 産業用太陽光発電

太陽光発電アレイの設計から施工・申請手続きまで、一貫してお客様のお手伝いをいたします。



#### 住宅用太陽光発電

お客様のニーズや設置環境に最適な太陽光パネルを、最適な工法で設置いたします。



#### 住宅用蓄電池

夜間電力を活用して電気料金を低減できる住宅用蓄電池。補助金の申請から設計・施工まで一貫してお客様のお手伝いをします。



## (2) 架台販売事業

架台販売事業は、環境商材販売、施工事業におけるパネル設置工事及び電気工事のノウハウを活かすことで、パネル設置現場における施工効率性と安全性、設置条件に左右されない汎用性に加え、短時間で住宅屋根や地上に設置することが可能となる架台の自社開発に加え、他社との共同開発を行っております。他社との共同開発によるものについては、他社が販売した数量に応じてロイヤリティ収入を得ております。自社及び共同開発した架台については、全国の商社、太陽光販売店及び電気工事店等へ販売しております。

なお、当社では「基本設計評価」「試作品評価」「量産品評価」の3段階評価により、製品の開発に取り組んでおります。



### 3段階評価による「株式会社動力」の製品開発の流れ

#### 基本設計評価



市場のニーズやお客様からのニーズをもとに新製品の企画。



企画案を3D図面化。強度解析を実施します。



3Dプリンターで試作品を制作します。



試作品を用いて施工性評価を行います。

#### 試作品評価



実際の材質で試作制作し、様々な試験を行い、試作品評価を実施します。



強度試験



施工試験



防水試験

etc.

#### 量産品評価



金型製作



量産



量産品評価  
● 強度試験  
● 施工試験



製品完成



製品について深く理解するために、社内研修を行います。

#### 4 【関係会社の状況】

その他の関係会社である高島株式会社の状況については第5【経理の状況】1【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】に記載しているため、記載を省略しております。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
58 (5)	40	5	5,111

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。  
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は臨時雇用者を除いております。  
3. 当社は環境エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第3【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の主力市場である省エネルギー機器関連市場におきましては、太陽光余剰電力買取制度の買取期間終了を迎える太陽光発電ユーザー様向けの蓄電池市場の拡大が見込まれます。その一方で、太陽光発電市場では、電力の買取単価の低下に伴う市場環境の悪化や価格競争の激化が続き、当社を取り巻く環境は厳しいものとなるものと思われまます。

このような中、当社は引き続き「変化する」という基本理念のもと、付加価値の高い製品・サービスの育成に努めることや、適正な利益を計上するための取組を強化する事により収益力の改善に邁進し、変化する市場に対応できる安定した経営基盤を作ってまいります。

#### 1. 収益力の強化

##### ①新規事業の育成・強化

主力の市場となる太陽光発電市場は大幅な拡大が期待し難い現状にある中、需要増が予測される蓄電池の販売を強化するほか、当社開発製品である太陽光発電システム設置架台や安定した工事品質等の高付加価値の製品・サービスに磨きをかけ収益力を改善してまいります。また、特色のある屋根リフォーム材（C/guard）や賃貸住宅管理、リフォーム事業、建設足場賃貸業等の新規事業の育成に注力し当社の更なる成長の源泉としてまいります。

##### ②個別ビジネスの見直し・改善

太陽光発電市場における受注価格の競争激化に伴う各種施工、機器販売価格の低下が進む中、当社の全国対応力・きめ細かなサービス・工事品質を付加価値として、適正な利益を計上できる販売先の発掘や販売価格の見直しを進めるほか、徹底した原価管理を進め個別ビジネスの収益改善に取り組んでまいります。

#### 2. 組織力の向上

拡大するビジネスに対応するためには組織力の向上が欠かせません。各事業所においては、組織再編をはじめとする収益力を改善させるための取組を進めてまいります。また、事業所ごとの将来性・採算性等を念頭におきつつ、成長を支える人材の育成のために人材交流を図るほか、積極的に優秀な人材の採用や OJT による人材教育を進めてまいります。

#### 3. 営業キャッシュ・フローの改善

営業キャッシュ・フローにおいては資金の流出が続いており、キャッシュインを改善するため、工事契約内容によっては前受金、工事中間金の受領を奨励いたします。また、売掛回転率の向上のために、債権管理を徹底し、回収期間が長い取引先との取引の見直しや回収期間が長くないよう、回収体制の整備を行います。

## 2【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

#### (1) 当社を取り巻く市場環境について

当社は、今後も需要が見込まれる太陽光発電市場に対応していくため、太陽光発電関連製品の受注、生産に積極的に取り組んでまいります。再生可能エネルギーの固定買取制度及び各種補助金の動向や電気事業者の方針・動向によっては、太陽光発電市場が当社の予想に反して十分に拡大せず、その場合には当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、太陽光発電市場が当社の予想どおり拡大した場合でも、競争激化に伴う販売価格の低下の内容によっては、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 法規制について

当社は、環境商材販売、施工事業及び架台販売事業を行っており、「建設業法」、「建築基準法」、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」等の法規制を受けており、社内管理体制の整備や各種講習会に参加して法律知識を取得する等により法令を遵守し販売、施工する努力を行っております。将来これらの法令の改正や新たな法令規制が制定され当社の事業に適用された場合、当社の事業はその制約を受けることとなり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

## (3) 事業許可の更新と事業活動の停止及び取り消し要件について

当社の環境商材施工事業は国土交通大臣の建設業許可が必要であります。事業許可は、有効期限が5年間で、事業継続には許可の更新が必要となります。当社の申請が基準に適合しない場合や、事業活動において違反行為が生じた場合には、営業の停止又は許可の取り消しという行政処分が下される恐れがあります。当社は現在、これらの規制に抵触するような事由は発生しておりませんが、万一、当該基準に抵触するようなことがあれば、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

## (4) 知的財産権等について

当社は、自社開発または共同開発により太陽光発電システム向け架台の開発・製造を行っており出願中の特許権を含めた知的財産及び技術上のノウハウを保有しております。当社は、製品開発に際して特許侵害のないように注意を払っておりますが、特許侵害の可能性が皆無とはいえません。また、国内外の特許出願状況、認定状況によっては、当社製品及び事業に関連する特許が成立する可能性があるため、当社が他社の特許を侵害している、あるいは将来的に侵害する可能性を否定できません。他社から特許侵害の訴訟を受けた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (5) 重大事故発生のリスク

環境商材販売、施工事業においては、建築現場における安全衛生、工程管理は細心の注意を払っておりますが、人的若しくは施工物に関する重大な事故が発生した場合は、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (6) 製品の陳腐化について

当社は、開発部において、既存製品の改良と新製品当の開発に取り組んでおりますが、万一、当社が想定していない新技術及び新製品が普及した場合には、当社の提供する製品が陳腐化し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社製品の競合先との競争激化による製品価格の引下げは、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (7) 品質管理について

当社は2013年11月、品質マネジメントシステム規格のISO9001の認証を取得し、万全な品質管理体制を構築、強化するとともに、製品の品質管理に細心の注意を払ってまいりました。しかし、こうした体制整備の徹底にも拘わらず、何らかの理由により当社製品に不良が発生し、当該不良を原因として顧客に重大な事故が発生する等の損害が生じた場合には、社会的信用の低下や顧客に対する損害賠償等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (8) 小規模組織であること

当社は2008年12月に設立されましたが、社歴が浅く、本発行者情報公表日現在においても取締役6名、従業員63名(臨時雇用者数含む)と少なく、役職員への依存度が高い傾向にあります。

今後、事業拡大に伴い業務遂行体制の充実を図る予定ですが、役職員の業務遂行に支障が生じたり、役職員が社外に流出した場合には、当社の業務に影響を与える可能性があります。

## (9) 特定人物へ依存するリスク

当社の創業者である、代表取締役社長鈴木竜宏は、会社設立以来の最高経営責任者として、当社の経営方針や事業戦略の決定をはじめ、営業を中心とする事業推進において重要な役割を担っております。当社においては、特定人物に依存しない体制を構築すべく、人材の招聘による事業推進体制の整備や職務分掌及び職務権限規程等により権限委譲を進めており、同人へ過度に依存しない組織体制の整備を進めておりますが、同人に当社の業務遂行上支障をきたす事象が生じた場合、現時点においては当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (10) 人材の確保、育成について

当社は、事業の拡大とともに、電気施工技術、設計の知識と経験を有する優秀な人材を継続的に確保、育成していく必要があると認識しており、こうした優秀な人材の採用と技術習得のための教育訓練に積極的に取り組ん

であります。しかし、当社が必要とする技術に精通している人材の採用や育成が十分にできなかった場合には、当社の事業の拡大に制限が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 特定地域に対する依存度等について

当社は主に首都圏及び東海圏での事業展開を行っておりますが、地震等の災害が発生し、本社社屋及び拠点営業所の損壊などによる営業の一時停止や、道路網の寸断、交通制御装置の破損等により事業の運営が困難になった場合、あるいは同地域に特定した経済的ダメージが発生し経済環境が悪化した場合には、社屋および設備の修繕の必要性や、事業再開のため多額の費用が発生する可能性があります、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社は、役職員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。今後につきましてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合は、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。なお、本発行情報公表日現在における新株予約権による潜在株式は 493,400 株であり、発行済株式総数 2,066,000 株の 23.9%に相当します。

(13) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ではありますが、配当の実施及びその時期等については当事業年度末現在において未定であります。

(14) 担当 J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社ではフィリップ証券(株)を 2014 年 9 月 17 日の取締役会において、担当 J-Adviser に指定する事を決議し、2014 年 11 月 6 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、当事業年度末現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行

う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態となくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- (4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議

による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社の実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係

る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。

##### ①財政状態及び経営成績の状況

当事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日）におけるわが国の経済情勢は、景気拡大基調とはいえ世界経済の減速懸念、秋に迫った消費税率改定により、不透明さを増しつつあります。

建築・住宅分野においては、省エネルギー対策、災害対策への関心の深さから堅調な動きではあるものの、建設コストとりわけ人件費をはじめとする原価の高騰により、依然、収益構造は厳しい状況が続いております。このような環境下、当社は昨年度より引き続き、新規商材の開拓、販路の拡大を図り、当社の強みである太陽光発電に関連した省エネ機器販売、あるいは屋根材販売等の付加価値の高い新規商材の販売強化を推進してまいりました結果、売上高については前事業年度より増加いたしました。しかしながら、産業用・住宅用太陽光発電市場における競争激化に伴う販売価格の低下や慢性的な原価の上昇及び手戻り、手直し等のコスト増による利益率の低下に加え、今後増加する案件の事務処理等に対応するため積極的に人員の採用を行ったことによる人件費増のため営業損失を計上することとなりました。

これらの結果、売上高 2,148,612 千円(前年同期 15.6%増)、営業損失 25,064 千円(前事業年度は 12,143 千円の営業利益)、経常損失 24,343 千円(前事業年度は 13,963 千円の経常利益)、当期純損失 37,686 千円(前事業年度は 11,240 千円の当期純利益)となりました。

また、当社の事業は環境商材販売、施工ならびに架台販売事業を主体とする環境エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### ②キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、税引前当期純損失が 36,795 千円(前事業年度は 12,560 千円の税引前当期純利益)であったため、当事業年度末の残高は 155,877 千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は 46,093 千円(前年同期比 58.8%減)となりました。これは主に税引前当期純損失 36,795 千円の計上、たな卸資産の減少額 19,719 千円、売上債権の減少額 4,441 千円、仕入債務の減少額 58,186 千円及び減損損失 11,808 千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は 12,147 千円(前年同期比 468.1%増)となりました。これは主に定期預金の預入による支出 6,640 千円、定期預金の払戻による収入 19,600 千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用獲得した資金はありませんでした。

### ③生産、受注及び販売の実績

当社は、環境商材販売、施工ならびに架台販売事業を主体とする環境エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

#### a 生産実績

該当事項はありません。

#### b 受注実績

当事業年度における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注高		受注残高	
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)	前年同期比(%)
環境商材販売、施工事業(千円)	2,441,134	103.8	599,762	247.6
合計	2,441,134	103.8	599,762	247.6

(注) 1. 上記金額に消費税等は含まれておりません。

2. 架台販売事業は、受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

#### c 販売実績

当事業年度における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
環境商材販売、施工事業(千円)	1,933,900	121.1
架台販売事業(千円)	214,712	81.8
合計	2,148,612	115.6

(注) 上記金額に消費税等は含まれておりません。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度の末日現在において判断したものであります。

### ①重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

## ②当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当事業年度の経営成績等は、売上高自体は前事業年度に比べ 15.6%増の 2,148 百万円となったものの、売上原価の増加(当事業年度原価率 81.8% 前事業年度原価率 78.7%)及び販売費及び一般管理費の増加(当事業年度 販売管理費 414,380 千円(前年同期 8.3%増))により、結果として営業損失を計上することとなりました。当社のキャッシュ・フローにおいては営業活動で流出した資金について現金同等物の減少となっておりますが、負債の減少により自己資本比率については前年より若干低下したものの、健全な水準を維持しております。当社の経営成績に重要な影響を与える要因として、外部要因では太陽光発電の市場動向、企業及び個人の設備投資動向であり、内部要因としては、外注費を含む売上原価の変動が主な要因であります。

## ③当事業年度の財政状態の分析

### (流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は 529,029 千円となり、前事業年度末に比べ 64,853 千円の減少となりました。これは主に現金及び預金の減少 39,686 千円、未成工事支出金の減少 21,943 千円によるものであります。

### (固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は 93,359 千円となり、前事業年度末に比べ 28,155 千円の減少となりました。これは主に有形固定資産の減少 4,129 千円 無形固定資産の減少 18,799 千円 および長期性預金の減少 7,220 千円によるものであります。

### (流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は 415,285 千円となり、前事業年度末に比べ 53,321 千円の減少となりました。これは主に買掛金の減少 42,491 千円、工事未払金の減少 15,696 千円によるものであります。

### (固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は 2,241 千円となり、前事業年度末に比べ 2,000 千円の減少となりました。これは預り保証金の減少 2,000 千円によるものであります。

### (純資産)

当事業年度末における純資産の残高は 204,861 千円となり、前事業年度末に比べ 37,686 千円の減少となりました。これは主に利益剰余金の減少 38,578 千円によるものであります。

当社は、経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的指標として売上高及び売上原価等を指標とし、次事業年度は 売上高 2,570 百万円、原価率 81%を目指してまいります。

## 4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

### 2【主要な設備の状況】

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数(人)
		機械及び装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	合計	
本店 (愛知県安城市)	事務所	2,110	363	2,473	24(2)

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 従業員数の( )は、臨時雇用者を外数で記載しております。  
3. 当社は環境エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。  
4. 上記の他、主要な賃借をしている設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本店 (愛知県安城市)	事務所	2,520

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末における重要な設備の新設、除去等の計画はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2019年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2019年6月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	5,934,000	2,066,000	2,066,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	8,000,000	5,934,000	2,066,000	2,066,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### ①ストックオプション制度の内容

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

##### 第1回新株予約権（2015年3月30日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2019年3月31日)	公表日の前月末現在 (2019年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,500(注)1	3,500(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	350,000(注)1	350,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	138(注)2	138(注)2
新株予約権の行使期間	自 2015年3月31日 至 2025年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 139.38 資本組入額 69.69	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において以下の(a)乃至(d)に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額にて、行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。
  - (a) 行使価額に60%を乗じた価格を下回る価格（1円未満切り上げ）を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
  - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額に60%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
  - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合。
  - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額に60%（1円未満切り上げ）を乗じた価格を下回る価格となった場合。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 第2回新株予約権（2015年3月30日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2019年3月31日)	公表日の前月末現在 (2019年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,434(注)1	1,434(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	143,400(注)1	143,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	138(注)2	138(注)2
新株予約権の行使期間	自 2017年3月31日 至 2025年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 138 資本組入額 69	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
--------------------------	---	---

(注) 1. 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる 1 円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

### (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年3月30日 (注) 1	1,999,800	2,000,000	—	10,000	—	—
2015年3月30日 (注) 2	66,000	2,066,000	9,108	19,108	—	—
2018年6月29日 (注) 3	—	2,066,000	892	20,000	—	—

(注) 1. 2015年3月30日開催の臨時株主総会により、同日付で1株を10,000株に分割しております。これにより株式数は1,999,800株増加し、2,000,000株となっております。

2. 有償第三者割当

割当先 杉浦太  
発行価格 138 円  
資本組入額 138 円

3. 2018年6月29日開催の定時株主総会決議により、同日付で利益剰余金から892千円を資本金へ組入れております

(6) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	2	—	—	4	6	—
所有株式数(単元)	—	—	—	3,102	—	—	17,558	20,660	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	15.01	—	—	84.99	100	—

(注) 自己株式131,000株は「個人その他」に1,310単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数(自己保有株式を除く)に対する所有株式数の割合(%)
鈴木 竜宏	愛知県蒲郡市	1,564,800	80.87
高島株式会社	東京都千代田区神田駿河台2丁目2 御茶ノ水杏雲ビル13階	310,000	16.02
神原 崇之	愛知県安城市	30,000	1.55
矢隈 有子	愛知県半田市	30,000	1.55
東海共立鋼業株式会社	愛知県名古屋市中区天白町5丁目31	200	0.01
計	—	1,935,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 131,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,935,000	19,350	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,066,000	—	—

総株主の議決権	—	19,350	—
---------	---	--------	---

## ②【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式の合計 (株)	発行済株式総数に対す る所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社 動力	愛知県安城市 三河安城東町2丁目 3番地10	131,000	—	131,000	6.34
計	—	131,000	—	131,000	6.34

### (9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

### (10)【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	131,000	—	131,000	—

## 3【配当政策】

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

#### 4【株価の推移】

##### (1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第9期	第10期	第11期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
最高(円)	—	—	—
最低(円)	—	—	—

(注) 1. 最高、最低の株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

(注) 2. 2015年9月以降について売買実績がないため記載しておりません。

##### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2018年10月	11月	12月	2019年1月	2月	3月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高、最低の株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

(注) 2. 2015年9月以降について売買実績がないため記載しておりません。

#### 5【役員状況】

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.2%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬 (千円)	所有 株式数 (株)
代表取締役	社長	鈴木 竜宏	1971年11月11日生	1994年4月 株式会社サンリオ （現 株式会社エスアンドピー）入社 1998年5月 株式会社屋根技術研究所入社 2008年12月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）	(注) 1	(注) 3	1,564,800
取締役	管理本部長	藤本 進	1967年9月5日生	1990年4月 高島株式会社入社 2003年10月 同社 人事ユニットマネージャー 2009年5月 TAKグループサービス株式会社（現 株式会社動力）取締役副社長就任 2012年5月 TAKグループサービス株式会社（現 株式会社動力） 代表取締役社長就任 2016年4月 当社常務取締役就任（現任）	(注) 1	(注) 3	—
取締役	開発部長	神原 崇之	1973年12月7日生	1996年4月 宮政瓦工業株式会社入社 1998年4月 株式会社屋根技術研究所入社 2010年4月 当社入社 開発部 課長 2013年4月 開発部 部長 2014年5月 取締役 開発部長就任（現任）	(注) 1	(注) 3	30,000
取締役	総務部長	矢隈 有子	1963年1月13日生	1981年4月 三新工業株式会社 （現 アイシン高丘株式会社）入社 1990年1月 稲垣公認会計士事務所入所 1992年1月 カミヤプラスチック株式会社 （現 高浜化成株式会社）入社 1997年10月 株式会社屋根技術研究所入社 2009年6月 当社入社 2010年4月 管理部 課長 2012年4月 管理部 部長 2015年6月 取締役 総務部長就任（現任）	(注) 1	(注) 3	30,000

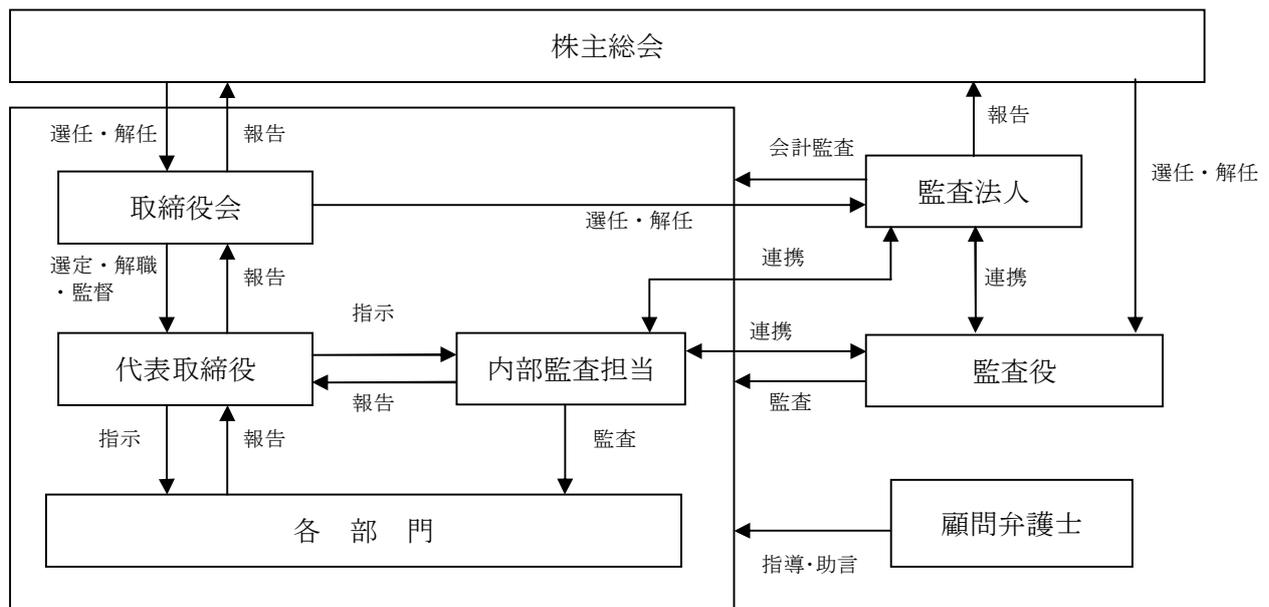
取締役	西日本営業部 統括部長	芦原 清一郎	1973年9月14日生	1997年4月 1999年4月 2001年9月 2004年12月 2009年4月 2012年4月 2013年4月 2015年6月 2016年4月 2017年6月	株式会社芦原建設入社 今泉建設株式会社入社 株式会社芦原建設入社 TAKグリーンサービス株式会社（現 株式会社動力）入社 同社 九州営業部長 同社 四国営業部長 同社 西日本統括部長 同社 取締役 当社執行役員 西日本営業部 統括部長（現任） 取締役 西日本営業部 統括部長（現任）	(注) 1	(注) 3	—
取締役 (非常勤)	—	川上 哲司	1959年1月11日生	1981年4月 1999年4月 2009年4月 2014年4月 2015年6月	高島株式会社入社 同社 九州営業所配属 同社 九州営業所所長 同社 名古屋支店支店長 当社取締役就任（現任）	(注) 1、4	—	—
監査役 (非常勤)	—	深谷 雅俊	1974年8月19日生	1998年10月 2002年4月 2007年8月 2008年8月 2009年8月 2013年9月 2014年5月 2015年9月 2016年5月	監査法人伊東会計事務所入所 公認会計士登録 あずさ監査法人 （現有限責任あずさ監査法人）入所 深谷会計事務所開設 代表者就任（現任） 株式会社買取王国監査役就任 アイ・タック技研株式会社 （現KeePer技研株式会社） 監査役就任 当社監査役就任（現任） KeePer 技研株式会社取締役監査等委員就任（現任） 株式会社買取王国取締役監査等委員就任（現任）	(注) 2、5	(注) 3	—
計							37,608	1,624,800

- (注) 1. 任期は、2017年3月期に係る定時株主総会終結の時から2019年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2015年3月期に係る定時株主総会終結の時から2019年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2019年3月期における役員報酬の総額は37,608千円を支給しております。
4. 川上哲司氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 深谷雅俊氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下の通りです。



#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置付けております。株主をはじめ多様なステーク・ホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長の目的達成に最も重要な課題のひとつと考えております。コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは当社の重要な基本的責務です。

このため、当社は取締役会を中心とした経営監督・監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展を第一義に考えた事業運営を行うこととしております。

#### ②会社の機関の内容

##### イ. 取締役会

当社の取締役会は常勤取締役5名、非常勤取締役1名で構成されており、会社の経営上の意思決定機関として取締役会規程に則して、経営方針やその他の重要事項について審議、意思決定を行うほか、取締役による職務執行状況を確認しております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて、随時開催しております。また、監査役が取締役会に出席し、適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

##### ロ. 監査役

当社は監査役を1名選任しており、取締役会への出席を含め、会社業務及び会計の監査を実施するとともに、取締役や代表取締役の業務執行を適正性及び適法性の観点から監査しております。

##### ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2019年3月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、長坂尚徳氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名その他1名であります。

なお当社と監査に従事する監査法人、公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

#### ③内部統制システムの整備の状況

業務を合理的に分担することで、特定の組織ならびに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

#### ④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、管理本部が主管部署として、業務を監査しております。つぎに管理本部の監査は、代表取締役社長及び開発部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

#### ⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理本部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

#### ⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は1名及び社外監査役は1名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外取締役川上哲司氏は、当社の主要な取引先であり、資本関係が存在する高島株式会社の使用人であります。

社外監査役深谷雅俊氏は、当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

#### ⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	34,608	34,608	—	—	5
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	3,000	3,000	—	—	2

#### ⑧役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

#### ⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

#### ⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

#### ⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

#### ⑫自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

### ⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第 5 項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

### ⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

### ⑮社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、川上哲司氏及び深谷雅俊氏との間で同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### ⑯株式の保有状況

該当事項はありません。

## （２）【監査報酬の内容等】

### ①【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
8,400	—

### ②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

### ③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

### ④【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

## 第6【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

# 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

### ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	205,423	165,737
受取手形	—	6,609
売掛金	※2 122,012	※2 110,709
完成工事未収入金	159,518	159,770
商品及び製品	—	4,539
未成工事支出金	94,862	72,919
原材料及び貯蔵品	2,882	566
前払費用	4,464	6,039
その他	6,104	3,479
貸倒引当金	△1,386	△1,343
流動資産合計	593,882	529,029
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	8,962	8,352
機械及び装置（純額）	741	653
車両運搬具（純額）	4,778	2,267
工具、器具及び備品（純額）	1,284	363
有形固定資産合計	※1 15,766	※1 11,637
無形固定資産		
のれん	17,712	—
ソフトウェア	3,050	1,964
無形固定資産合計	20,763	1,964
投資その他の資産		
投資有価証券	21,558	21,558
出資金	202	182
長期前払費用	10,524	13,618
長期預金	8,270	1,050
差入保証金	※2 43,839	※2 42,747
その他	589	600
投資その他の資産合計	84,984	79,757
固定資産合計	121,514	93,359
資産合計	715,396	622,389

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金	※2	94,465	※2	51,974
工事未払金	※2	181,373	※2	165,677
短期借入金		110,000		110,000
未払金		6,296		5,593
未払費用		27,788		30,520
未払法人税等		1,218		1,062
未払消費税等		4,009		11,968
未成工事受入金		16,535		5,914
預り金		14,920		17,574
賞与引当金		12,000		15,000
流動負債合計		468,606		415,285
固定負債				
預り保証金		4,241		2,241
固定負債合計		4,241		2,241
負債合計		472,847		417,527
純資産の部				
株主資本				
資本金		19,108		20,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		241,035		202,456
利益剰余金合計		241,035		202,456
自己株式		△18,078		△18,078
株主資本合計		242,065		204,378
新株予約権		483		483
純資産合計		242,548		204,861
負債純資産合計		715,396		622,389

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
売上高	※1	1,858,110	※1	2,148,612
売上原価				
当期製品製造原価	※1※3	1,463,384	※1	1,759,296
製品売上原価		1,463,384		1,759,296
売上総利益		394,725		389,315
販売費及び一般管理費	※2※3	382,582	※2	414,380
営業利益又は営業損失(△)		12,143		△25,064
営業外収益				
受取利息		29		260
受取配当金		363		185
為替差益		300		—
貸倒引当金戻入益		—		43
雑収入		1,884		1,600
営業外収益合計		2,578		2,089
営業外費用				
支払利息		757		808
為替差損		—		560
営業外費用合計		757		1,368
経常利益又は経常損失(△)		13,963		△24,343
特別利益				
固定資産売却益	※4	1,488		—
保険解約益		87		506
特別利益合計		1,576		506
特別損失				
リース解約損		1,599		—
固定資産除却損		—		1,150
減損損失	※5	1,379	※5	11,808
特別損失合計		2,979		12,958
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		12,560		△36,795
法人税、住民税及び事業税		1,320		891
法人税等合計		1,320		891
当期純利益又は当期純損失(△)		11,240		△37,686

③【製造原価明細書】

区分	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費	1,139,878	75.6	1,223,639	70.2
II 労務費	68,475	4.5	73,016	4.2
III 外注費	288,846	19.2	436,991	25.1
IV 経費	10,041	0.7	8,244	0.4
当期総製造費用	1,507,242	100.0	1,741,892	100.0
期首仕掛棚卸高	51,004		94,862	
期末仕掛棚卸高	94,862		72,919	
他勘定振替	—		4,539	
計	1,463,384		1,759,296	

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算であります。

④【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	利 益 剰 余 金		自己株式			株主資本 合計
		その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	19,108	229,795	229,795	—	248,903	483	249,386
当期変動額							
当期純利益		11,240	11,240		11,240		11,240
自己株式の取得				△18,078	△18,078		△18,078
当期変動額合計	—	11,240	11,240	△18,078	△6,838	—	△6,838
当期末残高	19,108	241,035	241,035	△18,078	242,065	483	242,548

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	利 益 剰 余 金		自己株式			株主資本 合計
		その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	19,108	241,035	241,035	△18,078	242,065	483	242,548
当期変動額							
当期純損失		△37,686	△37,686		△37,686		△37,686
資本組入額	892	△892	△892		—		—
当期変動額合計	892	△38,578	△38,578	—	△37,686	—	△37,686
当期末残高	20,000	202,456	202,456	△18,078	204,378	483	204,861

⑤【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	12,560	△36,795
減価償却費	6,151	5,988
のれん償却額	5,904	5,904
減損損失	1,379	11,808
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2,071	△43
賞与引当金の増減額 (△は減少)	-	3,000
受取利息及び受取配当金	△392	△446
支払利息	757	808
固定資産売却益	△1,488	-
保険解約益	△87	△506
固定資産除却損	-	1,150
売上債権の増減額 (△は増加)	△15,909	4,441
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△45,204	19,719
仕入債務の増減額 (△は減少)	△50,913	△58,186
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△573	7,959
差入保証金の差入による支出	△10,000	△2,000
その他	△10,403	△7,486
小計	△110,291	△44,684
利息及び配当金の受取額	365	446
利息の支払額	△757	△808
法人税等の支払額	△1,140	△1,047
営業活動によるキャッシュ・フロー	△111,823	△46,093
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△22,190	△6,640
定期預金の払戻による収入	22,600	19,600
有形固定の取得による支出	△5,834	△774
有形固定資産売却による収入	4,381	-
差入保証金の差入による支出	△1,399	△367
差入保証金の回収による収入	372	1,459
保険解約による収入	4,251	-
その他	△41	△1,130
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,138	12,147
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期未払金の返済による支出	△4,724	-
自己株式の取得による支出	△18,078	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△22,802	-
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△132,487	△33,945
現金及び現金同等物の期首残高	322,311	189,823
現金及び現金同等物の期末残高	※ 189,823	※ 155,877

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) その他有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) 満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法（収益性が低下した場合は正味売却価額まで簿価を切り下げる方法）

##### (1) 商品及び製品

個別法による原価法を採用しております。

##### (2) 未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

##### (3) 原材料

先入先出法による原価法を採用しております。

##### (4) 貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法を採用しております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物及び2016年4月1日以降取得した建物附属設備は定額法によります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～24年
機械及び装置	17年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	5～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (3) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

当社は売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

当社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に属する負担額を計上しております。

#### 5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却期間については、5年以内の合理的な期間で均等償却しております。

#### 6. 収益及び費用の計上基準

##### 完成工事高の計上基準

工事完成基準によっております。

#### 7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスルしか負わない取引日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### 8. その他財務諸表作成のための基本となる事項

##### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

#### 9. 未適用の会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

##### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を認識する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	44,714千円	49,617千円

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債に関して次のものがあります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
流動資産		
売掛金	29,493 千円	21,348 千円
固定資産		
差入保証金	24,891 千円	24,891 千円
流動負債		
買掛金	84,182 千円	29,792 千円
工事未払金	72,426 千円	94,997 千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係わるものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
関係会社への売上高	108,353千円	137,006千円
関係会社からの材料仕入	746,132	607,946

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
役員報酬	38,638千円	37,608千円
給与手当	150,939	168,498
賞与	10,618	11,151
法定福利費	25,575	33,980
減価償却費	6,151	5,988
退職給付費用	1,455	2,255
賞与引当金繰入額	8,874	8,101
貸倒引当金繰入額	251	—
販売費及び一般管理費のおおよその割合		
販売費	58.8%	57.5%
一般管理費	41.2	42.5

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
9千円	—

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
車両運搬具	1,488千円	—
合計	1,488千円	—

※5 減損損失の内容は次のとおりであります。

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

場所	用途	種類	金額
東京都墨田区	事業用資産	建物	1,119千円
東京都墨田区	事業用資産	工具、器具及び備品	259千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各事業所ごとに資産のグルーピングをしております。経営環境の悪化により収益性が著しく低位で推移しており、将来キャッシュ・フロー見積期間にわたって回収可能性が認められない事業用資産を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,379千円)として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額が売却や他への転用が実質不可能であるため零として評価しております。

当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

場所	用途	種類	金額
—	その他	のれん	11,808千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各事業所ごとに資産のグルーピングをしております。経営環境の悪化により収益性が著しく低位で推移しており、将来キャッシュ・フロー見積期間にわたって回収可能性が認められない事業用資産を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(11,808千円)として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、時価を算定することが困難であることから零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,066,000	—	—	2,066,000
合計	2,066,000	—	—	2,066,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 末株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)	—	131,000	—	131,000
合計	—	131,000	—	131,000

(注) 自己株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加分であります。

3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
		当事業 年度期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
第1回新株予約権	普通株式	350,000	—	—	350,000	483
第2回新株予約権	普通株式	143,400	—	—	143,400	—
合計	—	493,400	—	—	493,400	483

4. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,066,000	—	—	2,066,000
合計	2,066,000	—	—	2,066,000

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 末株式数(株)
自己株式				
普通株式	131,000	—	—	131,000
合計	131,000	—	—	131,000

3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
		当事業 年度期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
第1回新株予約権	普通株式	350,000	—	—	350,000	483
第2回新株予約権	普通株式	143,400	—	—	143,400	—
合計	—	493,400	—	—	493,400	483

4. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	205,423千円	165,737千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△15,600	△9,860
現金及び現金同等物	189,823	155,877

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に安全性または流動性の高い金融資産で運用し、また、資産調達については自己資金又は銀行借入で賄う方針であります。デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、完成工事未収金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクがあります。

営業債務である買掛金、工事未払金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程等に従い、営業債権について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の信用情報を定期的に把握する体制としております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社では、支払計画を適時に作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難であると認められるものは、次表には含まれておりません（(注) 2を参照下さい。）。

前事業年度(2018年3月31日)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	205,423	205,423	—
(2)受取手形	—	—	—
(3)売掛金	122,012	122,012	—
(4)完成工事未収入金	159,518	159,518	—
(5)投資有価証券	10,000	10,358	358
資産計	496,953	497,311	358
(1)買掛金	94,465	94,465	—
(2)工事未払金	181,373	181,373	—
(3)短期借入金	110,000	110,000	—
(4)未払金	6,296	6,296	—
(5)未払費用	27,788	27,788	—
(6)未払法人税等	1,218	1,218	—
(7)未払消費税等	4,009	4,009	—
負債計	425,149	425,149	—

当事業年度(2019年3月31日)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	165,737	165,737	—
(2)受取手形	6,609	6,609	—
(3)売掛金	110,709	110,709	—
(4)完成工事未収入金	159,770	159,770	—

(5) 投資有価証券	10,000	10,248	248
資産計	452,827	453,075	248
(1) 買掛金	51,974	51,974	—
(2) 工事未払金	165,677	165,677	—
(3) 短期借入金	110,000	110,000	—
(4) 未払金	5,593	5,593	—
(5) 未払費用	30,520	30,520	—
(6) 未払法人税等	1,062	1,062	—
(7) 未払消費税等	11,968	11,968	—
負債計	376,796	376,796	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 完成工事未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負債

(1) 買掛金、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
非上場株式(※1)	11,558	11,558
差入保証金(※2)	43,839	42,747

(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

(※2) 市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2018年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	205,423	—	—	—
受取手形	—	—	—	—
売掛金	122,012	—	—	—
完成工事未収入金	159,518	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	10,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				

その他	—	—	—	—
合計	486,953	10,000	—	—

当事業年度（2019年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	165,737	—	—	—
受取手形	6,609	—	—	—
売掛金	110,709	—	—	—
完成工事未収入金	159,770	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1)国債・地方債等	—	—	—	—
(2)社債	—	10,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	—	—	—	—
合計	442,827	10,000	—	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（2018年3月31日）

区分	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	10,000	10,358	358
	(3)その他	—	—	—
	小計	10,000	10,358	358
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		10,000	10,358	358

当事業年度（2019年3月31日）

区分	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	10,000	10,248	248

	(3)その他	—	—	—
	小計	10,000	10,248	248
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		10,000	10,248	248

## 2. その他有価証券

前事業年度（2018年3月31日）

区分	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価	時価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表額が取得原価を超 えるもの	(1)株式	—	—	—	—
	(2)債券	—	—	—	—
	(3)その他	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—
貸借対照表額が取得原価を超 えないもの	(1)株式	—	—	—	—
	(2)債券	—	—	—	—
	(3)その他	11,558	11,558	11,558	—
	小計	11,558	11,558	11,558	—
合計		11,558	11,558	11,558	—

当事業年度（2019年3月31日）

区分	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価	時価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表額が取得原価を超 えるもの	(1)株式	—	—	—	—
	(2)債券	—	—	—	—
	(3)その他	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—
貸借対照表額が取得原価を超 えないもの	(1)株式	—	—	—	—
	(2)債券	—	—	—	—
	(3)その他	11,558	11,558	11,558	—
	小計	11,558	11,558	11,558	—
合計		11,558	11,558	11,558	—

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は従業員の退職金の支給に備えるため、中小企業退職金共済制度に加入しております。

2. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
中小企業退職金共済制度への拠出額	1,960千円	2,255千円

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1	当社取締役 2 当社従業員 21
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 350,000株	普通株式 143,400株
付与日	2015年3月31日	2015年3月31日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めなし	期間の定めなし
権利行使期間	自 2015年3月31日 至 2025年3月30日	自 2017年3月31日 至 2025年3月30日

注. 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2019年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

1. スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—

未確定残	—	—
権利確定後（株）		
前事業年度末	350,000	143,400
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	350,000	143,400

## 2. 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価額（円）	138	138
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	1.38	—

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

### 第1回新株予約権

(1) 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

### (2) 主な基礎数値及び見積方法

株価変動性	52.92%
満期までの期間	10年間
予想配当	0
無リスク利率	0.321%

### 第2回新株予約権

ストック・オプション付与日時点において、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産方式を参考にしております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

(税効果会計関係)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金	3,974	4,965
賞与引当金社会保険料	536	744
貸倒引当金	787	444
投資有価証券評価損	334	334
減損損失	331	3,908
繰越欠損金	40,584	46,594

繰延税金資産小計	46,548	56,989
評価性引当額	△46,548	△56,989
繰延税金資産合計	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	33.12%	税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。
(調整)		
住民税均等割額	9.70%	
評価性引当額	△3.90%	
繰越欠損金	△44.80%	
のれん償却額	15.57%	
その他	0.82%	
税効果適用後の法人税等の負担率	10.51%	

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、移転等の予定もないため、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、その主な事業として環境商材販売、施工ならびに架台販売事業を主体とする環境エネルギー事業を行っており、単一セグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高について10%を超える顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高について10%を超える顧客が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	高島 株式会社	東京都 千代田区	3,801,270	卸売業	(被所有) (直接) 16.0	架台の販 売、 材料の仕入	架台の販売	108,353	売掛金	29,493
							材料の仕入	746,132	買掛金	84,182
									工事 未払金	72,426
							保証金の 回収	—	差入保証 金	24,891

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件については、一般の取引先と同等の条件によっております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	高島 株式会社	東京都 千代田区	3,801,270	卸売業	(被所有) (直接) 16.0	架台の販 売、 材料の仕入	架台の販売	137,006	売掛金	21,348
							材料の仕入	607,946	買掛金	29,792
									工事 未払金	94,997
							保証金の 回収	—	差入保証 金	24,891

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件については、一般の取引先と同等の条件によっております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	125円 10銭	105円 62銭

1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失金額(△)	5円67銭	△19円48銭
(算定上の基礎)		
当期純利益金額又は当期純損失金額(△) (千円)	11,240	△37,686
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失金額(△) (千円)	11,240	△37,686
普通株式の期中平均株式数(株)	1,981,737	1,935,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	第1回新株予約権 3,500個 (普通株式 350,000株) 第2回新株予約権 143,400株	第1回新株予約権 350,000株 第2回新株予約権 143,400株

前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については希薄化効果を有する潜在株式がないため記載しておりません。また、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については潜在株式はするものの1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。

【重要な後発事象】

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式(口)数	貸借対照表計上額(千円)
		第1回トヨタ自動車AA型種類株式	1,000	10,598
		(株)刈谷電気引込工事センター	8	80
		セントラーゴ <sup>®</sup> LP	78	880
計			1,086	11,558

【債券】

投資有価証券	満期保有目的の債券	銘柄	株式(口)数	貸借対照表計上額(千円)
		ソフトバンク(株)第2回無担保社債	10,000	10,000
計			10,000	10,000

【有形固定資産等明細表】

有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物	13,497	—	—	13,497	5,144	610	8,352
機械及び装置	1,416	—	—	1,416	762	87	653
車両運搬具	26,765	774	—	27,539	25,271	3,284	2,267
工具、器具及び備品	18,802	—	—	18,802	18,437	920	365
有形固定資産計	60,480	774	—	61,254	49,617	4,903	11,637
無形固定資産							
ソフトウェア	3,050	—	—	3,050	—	1,085	1,964
無形固定資産計	3,050	—	—	3,050	—	1,085	1,964
長期前払費用	10,524	3,840	746	13,618	—	—	13,618

注) 1. 当期増加額は、次のとおりであります。

車両運搬具 車両2台 中日本営業部 774千円

長期前払費用 保険積立金 3,840千円

2. 当期減少額は、次のとおりであります

長期前払費用 ISO審査料等取崩 746千円

3. 当期減少額及び期末減価償却累計額には当期減損額及び期末減損累計額が含まれております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高(千円)	当期末残高(千円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	110,000	110,000	0.64	—

計	110,000	110,000	—	—
---	---------	---------	---	---

(注)平均利率については期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

**【引当金明細表】**

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	12,000	15,000	12,000	—	15,000
貸倒引当金	1,386	—	—	43	1,343

(注)貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額の内訳は洗替によるものです。

**【資産除去債務明細表】**

該当事項はありません。

【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

①現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	331
預金	
普通預金	155,545
積立預金	9,860
小計	165,405
合計	165,737

②受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
第一伊藤建設株式会社	3,137
株式会社 TOKAI	1,050
TOTO 九州販売株式会社	2,422
合計	6,609

期日別内訳

期日	金額(千円)
2019年5月	3,712
2019年6月	1,322
2019年7月	1,575
合計	6,609

③売掛金

相手先	金額(千円)
高島株式会社	21,348
株式会社フジコー	9,012
株式会社大久	8,985
長府工産株式会社	7,882
OMソーラー株式会社	6,840
その他	56,642
合計	110,709

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ (B)
122,012	694,478	705,781	110,709	86.4	365 61.1

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

④完成工事未収入金相手先別内訳

相手先	金額(千円)
大賀建設株式会社	32,019
カクティオン・ソーラー・ジャパン株式会社	12,818
神谷アソシエイト株式会社	9,318
グランスホーム株式会社	6,768
三井ホーム株式会社	5,674
その他	93,173
合計	159,770

完成工事未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
159,518	1,626,022	1,625,770	159,770	91.1	35.8

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

⑤商品及び製品

区分	金額(千円)
太陽光発電設備設置事業	4,539
合計	4,539

⑥未成工事支出金

区分	金額(千円)	
太陽光発電設備設置事業	材料費	51,189
	外注費	18,303
	労務費	3,383
	経費	44
合計	72,919	

⑦原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)	
太陽光発電設備設置事業	原材料及び貯蔵品	566
合計	566	

⑧差入保証金

相手先	金額(千円)
高島株式会社	24,891
ナカネ新建材株式会社	10,000
マルシン倉庫有限会社	2,400
江東観光株式会社	1,249
一般個人他	4,207
合計	42,747

2 負債  
①買掛金

相手先	金額(千円)
高島株式会社	29,792
株式会社ITK	8,262
株式会社東海共立鋼業	5,918
その他	8,002
合計	51,974

②工事未払金

相手先	金額(千円)
高島株式会社	94,997
(株)HouseLabo	6,595
(株)ソーラー管理サービス	6,579
(株)Az	3,782
SMB建材(株)	3,744
その他	49,980
合計	165,677

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL <a href="https://www.doryoku.co.jp">https://www.doryoku.co.jp</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2019年6月28日

株式会社動力  
取締役会 御中

監査法人 コスモス

代表社員 公認会計士 新開 智之 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 長坂 尚徳 ㊞

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社動力の2018年4月1日から2019年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社動力の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。